Ⅳ　平常時の災害対策の進め方のポイント

平常時の災害時対策の進め方のポイント

○「平常時のセルフチェック表」と「平常時の活動 Q&A」の使い方

「平常時の備えが大切なことはわかっていても、何から始めたらよいかわからない」という現場の声に応え、今回、被災体験のない行政栄養士が、平常時の備えとして必要なことがひと目でわかり、また、何から始めたらよいかがわかる「平常時のセルフチェック表」を作成しました。また、2 度の震災対応から学んだ「平常時の活動 Q&A」を併せて掲載し、災害時活動をよりイメージしやすいよう工夫しました。

災害時の栄養・食生活支援活動は、多くの地域関係者との連携・協働によってはじめて被災住民に必要な支援が届きます。

この「セルフチェック表」は行政栄養士だけでなく、庁内外関係者等と一緒に点検することによって、災害対策の体制について情報を共有し、必要な対策を考えるきっかけになるものと思います。

○チェックリスト作成で留意したこと

＜セルフチェックのポイント（市町村）＞

① 市町村栄養士の災害時の役割がどう位置づけられているか確認できる
② 市町村栄養士が平常時に災害時対策として把握すべき内容が確認できる
③ セルフチェック事項を「確認」または「対応」するなかで、庁内外関係者と災害時の栄養・食生活支援活動の大切さを共有し、市町村栄養士の役割を理解することができる

⇩

＜市町村栄養士の災害時の早期対応が可能になれば・・・＞

・一般被災住民の栄養確保はもちろん、「普通の食事ができない人」へのきめ細やかな対応ができる
・市町村栄養士に栄養・食生活支援に関するニーズや情報が入ってきやすくなり、地域関係者と連携した被災住民支援を迅速、的確に対応できる

＜セルフチェックのポイント（県地域機関）＞

① 保健所管理栄養士が災害時に市町村や関係団体、給食施設にどう支援したらよいか確認できる
② 管内関係機関のネットワーク化、情報提供の仕組みがわかる

⇩

＜管内の災害時の栄養・食生活支援体制ができていれば・・・＞

・市町村と連携した栄養・食生活支援活動がよりスムーズにできる

1 【市町村】　平常時のセルフチェック

●災害対策のために何から始めたらよいかわからない、また、災害活動がイメージできないという市町村栄養士のために、セルフチェック表とQ＆Aを作成しました。

●このセルフチェック表は、災害時の栄養・食生活支援活動を行うために、 市町村で必要な備えや体制について整理してあります。
大きく分けると６つの備えが必要ですが、チェック項目に〇×をつけると、現在の市町村体制が把握できます。

●災害時の栄養・食生活支援活動は市町村栄養士だけではできません。
このチェック表を防災部局担当者や保健師とともにつけるとより効果的です。

６つの備えとは

□１ 市町村防災計画における栄養指導体制の整備

□２ 備蓄等の災害時食料の確保

□３ 炊き出し体制の整備

□４ 災害時要援護者の把握と支援体制の整備

□５ 公立給食施設（保育所・学校等）における災害対応への周知確認

□６ 災害時の連携体制づくり

★詳しくは次のページに！

(1)　市町村　平常時のセルフチェック表

セルフチェック項目				チェック	チェックがつかない場合に取り組むこと	ガイドライン(H18.3)
1 市町村防災計画における栄養指導体制の整備	(1) 市町村防災計画「栄養・食生活支援」内容の把握	①	自市町村防災計画内容を把握している		・自市町村防災計画を入手し、内容や協議の場を確認する	P11～13 P41
			(防災計画　担当課名　　)			
			(防災計画内容を協議する会議名　　、年　　回 開催)			
			↳(会議の構成者:			
		②	防災計画における所属課の役割を把握している			
		③	防災計画に栄養・食生活支援の内容が記載されている			
		④	③の栄養・食生活支援内容において栄養・食生活支援担当者(市町村栄養士等)の具体的な役割が決められている		・決められていない場合、所属課内等で栄養・食生活支援の内容や担当者の役割を協議する(具体的な役割は災害時栄養・食生活支援ガイドラインを参照)	
		(役割の内容)	・ ・ ・ ・ ・			
	(2) 連携体制の強化	①	課内で災害時の役割分担を共有している		・課内及び他課関係者で役割分担を共有する機会をつくる	
		②	庁内他課の栄養・食生活支援関係者(他課所属栄養士等)と災害時の役割分担を共有している			
		③	災害時、栄養・食生活支援が必要な人がスムーズに栄養士等担当者へつながる体制があり、関係者(保健師等)と共有している。		・連携体制を検討するとともに日頃から関係者と災害時の対応に関する話題を話し合う	
2 備蓄等の災害時食料の確保	(1)市町村備蓄状況の確認	①	市町村防災計画における食料・水供給方法、供給先・輸送方法を確認している		・防災担当課に確認し、把握する	P11～13 P66～70
		②	災害時用食料・水の量・保管場所・種類を確認している			
	(2)協定確認	①	食料についての協定内容を把握している			
	(3)普及啓発	①	家庭内で食品を備蓄する必要性を住民に普及啓発している(3日分程度)		・通常業務や広報等を活用して普及啓発を行う	
	(4)連携	①	防災担当課等と連携し、災害時に不足しがちな食料や要援護者用の食料の備蓄の種類、量について検討している		・備蓄に関する検討を関係機関と行う	
3 炊き出し体制の整備	(1) 炊き出しの確	①	防災計画における炊き出し内容(場所、熱源・調理機器・食器等の確保など)を確認している		・炊き出しの内容を防災担当課等に確認し、適正な炊き出しが行われるよう、関係機関と検討する	P11～13 P79～82
		②	炊き出し用の献立例がある(1週間程度)			
		③	炊き出しを実施するための人材育成・研修をしている			
	(2)連携	①	防災担当課及び公立給食施設(学校、保育園他)等と連携し、炊き出し体制が整備されている			
4 災害時要援護者の把握と支援体制の整備	(1) 要援護者の把握	①	災害時に食事に関する対応が必要となる対象者を把握する方法を関係者(保健師等)と共有している		・災害時に食事に関する対応が必要となる者について、通常業務・既存台帳の活用から対象者を把握できる方法を関係者と共有する	P11～13 P66～70

(例)

対象者	利用できる台帳	担当課
妊産婦	母子手帳交付台帳	(母子担当課)
乳　児	乳児健診台帳	(母子担当課)
高齢者	介護保険関連台帳、各種保健事業対象者名簿　等	(地域包括支援センター)
慢性疾患患者		(老人保健担当課)
食物アレルギー	保育園、学校把握台帳	(保育園、学校等)
障害者	手帳交付台帳	(福祉担当課)

セルフチェック項目				チェック	チェックがつかない場合に取り組むこと	ガイドライン(H18.3)
4 災害時要援護者の把握と支援体制の整備	(2) 要援護者用の食料	①	要援護者に提供できる食品の備蓄内容を把握している		・要援護者のリストから自分の市町村ではどのような備蓄が必要なのか把握し、県の担当者と連携をとりながら業者の把握する	P11～13 P66～70
		②	要援護者用食品を入手できる業者を把握している			
			・ ・ ・			
	(3) 普及啓発	①	自ら食品を備蓄する必要性を対象者へ普及啓発している		・普段の保健活動時や広報等を活用し、備蓄の必要性及び災害時に市町村栄養士や県地域機関管理栄養士に相談できることを普及啓発する	
	(4) 支援体制	①	災害時に、栄養や食事の相談が栄養士にできることを対象者へ伝えている			
		②	災害時に対象者へ必要な栄養・食生活支援をスムーズに行えるよう、日頃から関係者(保健師等)と連携を図っている		・日頃から関係者と災害時の対応に関する話題を話し合い、連携を図る	
5 給食施設(保育園等)における災害対応への確認		①	災害時の食事提供内容が記載された災害時対応マニュアルがあるか確認している		・災害時の給食施設における対応について、周知・確認する	P11～13 P41 P71～78
		②	備蓄食品の整備について確認している			
6 災害時の連携体制		①	関係機関へ災害時栄養・食生活支援に関する情報提供を行っている		・災害時の栄養・食生活支援に関する情報を入手し、関係機関へ提供して情報を共有する	P11～13
		②	防災担当課はじめ、庁内関係課及び県地域機関、栄養士会、食生活改善推進委員協議会などの関係機関と災害時栄養・食生活支援体制を検討し、共有している(会議及び研修会にて)		・研修会や会議を通じ、関係機関による災害時の体制づくりを進める	

⑵〈市町村〉平常時の活動Ｑ＆Ａ

セルフチェック１　市町村防災計画における栄養指導体制の整備

Ｑ１　市町村防災計画などに栄養指導対策が位置づけられていない場合は？

震災直後、市町村栄養士は保健衛生活動には配置されず、自治体職員として避難所担当や救援物資の分配担当になることが多いようです。

２度の震災の経験より、以下の栄養・食生活支援活動への対応が求められていました。

・震災直後の離乳食、粉ミルク、高齢者用かゆ食等の不足
・救援物資のおにぎり、パン等により炭水化物過多、野菜やたんぱく質不足
・慢性疾患患者（糖尿病や腎臓病患者）への対応
・食物アレルギー患者への対応 など

栄養指導対策には「炊き出し指導」「避難所での栄養指導」「給食施設支援」などがあげられます。

市町村栄養士は災害直後から栄養指導対策を企画し、保健師や災害対策本部等の関係者と連携し、被災者の栄養確保のためのさまざまな活動を行う必要があります。そして、その活動を「市町村防災計画」に栄養指導対策として位置づけることが重要です。

市町村内で栄養士の専門性を活かした活動ができる体制を平常時から作るために、この「セルフチェック表」を活用し、関係者との認識や考え方を相互に共有することからはじめてください。

また、自衛隊やボランティアに炊き出し要請をする場合もあるので、炊き出し献立例を作成しておくことはその後の調整に役立ちます。

セルフチェック２　備蓄等の災害時食料の確保

Ｑ２　防災部局と連携し、市町村の備蓄（または食料協定）について把握するには？

●市町村の備蓄リストの確認

まず、現在の備蓄の種類・量、保管場所、輸送手配等について把握しましょう。

市町村の備蓄量は、「新潟県地域防災計画」における備蓄に関する基本的な考え方を参考に、市町村毎に必要な備蓄内容や量を算出することになっています。

●市町村の食料協定の確認

備蓄のランニングコスト、想定外のものが必要になる場合もあることから、企業などと協定を結ぶ方法もあります。

災害直後に不足する食料は、過去の経験から、粉ミルク、離乳食、高齢者用かゆ食などがあげられます。食料放出の際に、それらの食料をおにぎり、パン、カップめん等と一緒に届けてもらうことを防災部局（災害時には市町村災害対策本部食料班）と申し合わせしておくとよいでしょう。

●防災部局と市町村栄養士との連携の必要性

災害時には住民自身が食料を調達することが困難になります。

市町村栄養士が備蓄内容や量を把握することは、被災住民の健康維持のために必要な栄養指導対策を計画する際の基礎情報になります。

平常時から市町村栄養士は赤ちゃんからお年寄りまで地域住民の基礎情報を関係者との連携により把握していると思います。日ごろの保健活動を展開するうえで必要な情報は、災害時においても重要な基礎情報となることを認識しておきましょう。

それらの情報を防災部局と共有し、必要な備蓄内容や量を検討しておくことが市町村栄養士の専門職としての役割です。

例えば、・・・

「離乳食が必要な子どもたちは何人いますか？」

震災直後は離乳食が不足していました。

市町村で離乳食が必要な子どもの数は年間○○○人、うち食物アレルギーをもつ子どもが○○人等を把握することは、日ごろの保健活動（離乳食指導等）や保育所、学校給食担当者との継続指導などにおいても重要です。

そして、その数値は災害時の備えとして離乳食（初期・中期・後期）をどの程度用意するか、そのうちアレルギー対応としてどんな代替食をどの程度用意するか、保健師や防災部局と検討するための基礎資料となります。

つまり、災害対策は特殊な活動ではなく、平常時の保健活動とのつながりがある、ということを知っていて欲しいと思います。

セルフチェック３　炊き出し体制の整備

Ｑ３　炊き出しはどこが主体になって実施するのでしょうか？

●市町村は被災状況を把握し、炊き出し計画を立てます。

被災状況に応じて、自衛隊を要請する場合、市町村が主体で行う場合（例えば、学校給食センターで実施、炊き出しボランティアに依頼して実施）、一般のボランティアの炊き出しを受け入れる場合などが想定されます。

〈自衛隊の炊き出しの場合〉

市町村は避難指示地域を中心に希望する避難所数を県に要請し、県がとりまとめて自衛隊に炊き出し要請をします。

食事内容は、献立例を示すとそれを参考に炊き出しを実施してくれます。献立例がない場合は自衛隊の方で献立作成も行うようです。なお、その場合は、地域特性や被災者の年代や嗜好等を考慮した内容となるよう協議するとよいでしょう。

〈市町村が実施主体の場合〉

市町村防災計画には炊き出し計画が位置づけてあります（ない場合は位置づける）。

・公立施設において炊き出しを行う場合、人員配置、献立作成、食材調達、熱源確保などについて事前に明記しておくとよいでしょう。

・市町村が依頼した団体による炊き出しを行う場合、場所指定、従事者検便の確認のほか、献立作成、食材調達、熱源確保についても、事前に協議しておきましょう。

〈一般のボランティアの炊き出しの受入の場合〉

さまざまな団体からの炊き出しの申込みがあります。

申込み先は市町村ボランティアセンターが窓口となり、避難所の食料供給状況やニーズに合わせてマッチングを行い、受入の避難所を決定します。

炊き出しボランティアは原則自己完結型で、食材調達、熱源確保、使い捨て食器等の手配はもちろん、ゴミの回収まで行うことになります。

Ｑ４　炊き出し用の献立例は何日分作ったらいいの？

自衛隊の炊き出し、市町村が主体となる炊き出しなど、さまざまな炊き出しが想定されますが、事前に献立例が用意されていると、落ち着いた対応ができます。

献立例は、最低でも基本献立として1日３食7日分を事前に作成するとよいでしょう。基本献立をベースにサイクルメニュー化、季節毎に食材を替える等の応用ができます。

献立作成にあたっては、地域特性、住民の年齢構成や嗜好等も配慮しながら、不足しがちな野菜やたんぱく質等を補給できるよう配慮しましょう。

なお、平常時から調理器具や熱源確保等について防災部局と連携をとるとよいでしょう。

※自衛隊の炊き出しでは焼物用の調理器具がないため、焼物料理は避けた献立にするとよい

※食材の調達は基本的に市町村で行うため、業者の確認もしておく。

セルフチェック４　災害時要援護者の把握と支援体制の整備

Ｑ５　災害時要援護者とはどんな人のことをいうの？

栄養確保の視点では、避難所等で普通の食事が出来ない人のことをいいます。
中越沖地震では次のような人への栄養・食生活支援活動（特殊食品の活用あり）を行いました。

災害時には特殊な食品の入手が困難なため、そのような食品が必要な場合は、平常時から、住民自らが３日分の備えを確保すること、併せて、行政が要援護者用の食品等を備蓄（または食料協定）しておくことが重要です。

種類、量の算出については、保健師や防災部局と連携、相談しましょう。

（特殊食品の例示）

対　　象	食品の種類	内　　容
糖尿病対応	エネルギー調整食品	糖尿病食調製用食品（主食、主菜、副菜の組合せ）他
腎臓病対応	たんぱく質調整食品	低たんぱく米、低たんぱくおかずシリーズ
食物アレルギー対応	アレルゲン除去食品など	アレルゲン除去粉乳、アレルゲン除去おかず他
高齢者対応	形態調整食、とろみ剤	やわらか煮、ミキサー食、栄養補給食品
便秘対応	食物繊維強化食品など	食物繊維、乳酸菌、オリゴ糖等を含む食品

Ｑ６　災害時要援護者の把握と対応はどうしたらいいの？

災害時に迅速な対応をするために平常時から要援護者のリストアップが必要です。

栄養確保の視点でいえば、その対象として、食物アレルギー児、糖尿病や腎臓病等で食事制限のある慢性疾患患者、形態調整食が必要な高齢者等があげられます。

それらの人たちへの支援を行うためには、通常業務や既存台帳の活用から対象者を把握できる方法を保健師や関係課等と検討・共有することが大切です。

実際の災害対応では、避難所や被災住宅にいる要援護者の情報を保健師等から入手し、個別に栄養指導が必要な人（ハイリスク者）をリストアップしたうえで、対応することが多く、その際に特殊食品の調達支援が必要なケースも想定されます。

特殊食品等の支援物資をどのくらい準備したらよいか把握するために、要援護者の全体像とそのなかでも個別対応が必要な人について保健師や防災部局等の関係者とともに把握、検討しておくことが重要です。

日ごろから特殊食品に関する情報を収集し、それらの人に対して家庭内備蓄（3日分程度）を進めるとともに、市町村としてそれらの食品の備蓄（食料協定）について検討・整備が必要です。

なお、特殊食品には、健康増進法に基づく「特別用途食品」、「特定保健用食品（トクホ）」などがあります。備蓄（食料協定）の検討や避難所での個別支援などにおいて、それらの食品の正しい情報の提供や活用方法について、管理栄養士等が助言・指導することが重要です。

中越沖地震で使用した災害時要援護者用の食料（一部）

初期に不足しがちな高齢者用かゆ

初期に不足しがちな主菜（やわらかタイプ）

たんぱく質調整食品

糖尿病食調製用組合わせ食品（特別用途食品）
（和風ハンバーグ、金時豆、けんちん汁）

栄養補給のための各種栄養機能食品

飲み込みが悪い人用のとろみ調整食品

・・・・その他、避難所の巡回栄養相談等に次のような食品を活用しました・・・・

〇低たんぱく米（特別用途食品）　〇形態調整食品　〇食物繊維補助食品（難消化性デキストリン）
〇糖の吸収をおだやかにするお茶（トクホ）　〇アレルギー対応粉ミルク など

セルフチェック５　公立給食施設（保育所・学校等）における災害対応への周知確認

Ｑ７　保育所や学校での災害対策はどうしたらいいの？

●保育所や学校の災害対策の現状

保育所や学校の登園や登校日に災害があった場合、何より優先されるのは安全に確実に保護者に子供たちを保護してもらうことです。

幸いなことに2度の地震はいずれも休日に発生したため、そうした混乱はありませんでしたが、給食時間前に調理室の破損、ガス、電気の停止等で給食が提供できない場合、また、保護者自身が道路の寸断などにより子どもをすぐに迎えにいけない場合（過去の水害で経験しました）、どのように対応したらよいでしょうか。

病院や入所型福祉施設のように3食提供の給食施設は待ったなしで食事提供が求められるので、２～３日分の備蓄と対応マニュアルの整備は必須であり、大震災後その整備率は高まりつつあります。一方、1食提供の保育所や学校ではその整備率は低く、経験が生かされていないのが現状です。

●保育所や学校で備蓄やマニュアルは必要か

病院等のように何食分も備蓄する必要はありませんが、保育所や学校であっても子どもの1食分を想定した食料（クラッカー、ミネラルウォーター等）を備蓄（在庫品として管理）することが重要です。それらの備蓄品は給食時や防災の日に活用するなど無駄のないよう使い回しをしていく、また、子どもたちには家庭での備蓄の必要性を指導する教材としても有効です。

それらの体制を整備するには、市町村防災担当課が主導し、各施設と連携をとりながら対策を構築し、マニュアルに記す等の対応が重要です。食品庫のスペースが狭い、給食センター方式の管理の場合どうするか等、市町村によって対応は異なると思います。それぞれの実情に応じた災害対策を検討し、地域に合った体制づくりを進めて欲しいと思います。

最近では、ノロウィルス等の食中毒疑いで給食直前に食事提供ができないない等のケースも増えています。代替食の対応をマニュアルに記すなど、災害に限らず給食施設の危機管理体制の整備促進が求められています。

セルフチェック６　災害時の連携体制づくり

Ｑ８　災害時の連携体制づくりをどう進めたらいいの？

災害時の栄養・食生活支援活動の地域関係者は幅広く、いざ会議や研修会を開催するといっても、主催はどこか、参集者をどうするかなどを考えるとなかなか前に進まないものです。しかし、連携づくりは会議や研修会だけが方法ではありません。

最初は課内関係者や防災部署の担当者と災害対応について平常時から話し合える関係づくりが大切です。関係団体、地域ボランティア等も日ごろのつながりのなかで、災害対応について一緒に考える基盤をつくっておくとよいでしょう。

例えば、中越沖地震の経験では日ごろのつながりから・・・

- 自衛隊の炊き出しが行き届かない避難所に、栄養や衛生面の知識と技術のある栄養士会、調理師会、食生活改善推進員協議会、栄養士養成施設等による炊き出し支援等が得られた
- 炊き出し後に提供されたお弁当は、地元給食センター（事業所）や地元商店街（調理師会員含む）から提供されており、食事内容について相談がしやすかった

という経験をしました。

災害対策は防災部局との連携は欠かせませんが、日ごろの保健活動のネットワーク力が活かされます。また、災害時には市町村だけでは対応が難しい場合も多々あります。日ごろの災害対策の取組を県地域機関も支援しますので、連携をとりながらできる一歩からはじめましょう。

２【県地域機関】平常時のセルフチェック

●県地域機関の災害対策で重要な役割は、①市町村との連携体制づくり、②給食施設との連携体制づくりです。

●このセルフチェック表は、県地域機関が災害時の栄養・食生活支援活動を行うために、必要な備えや体制について整理してあります。

大きく分けると７つの備えが必要ですが、チェック項目に〇× をつけると、現在の管内の体制が把握できます。

●体制づくりには市町村防災部局との連携が不可欠です。防災部局と市町村栄養士、給食施設栄養士をつなぐ役割が求められています。

７つの備えとは

□１　災害時の栄養指導体制の整備

□２　市町村防災計画への助言・支援

□３　備蓄等の災害時食料確保の支援

□４　炊き出し体制の整備支援

□５　災害時要援護者への支援

□６　給食施設への支援

□７　災害時の連携体制づくり

★詳しくは次のページに！

(1)　地域機関　平常時のセルフチェック表

			セルフチェック項目	チェック	チェックがつかない場合に取り組むこと	ガイドライン(H18.3)
1 災害時の栄養指導体制の整備	（1）災害時の位置付け確認	①	新潟県地域防災計画内容の栄養指導対策を把握している		・新潟県地域防災計画、部災害時初動マニュアル、栄養指導班設置要領により内容及び役割を確認する	P3～6 P19～20 P83
		②	栄養指導対策の内容を確認し、災害時栄養・食生活支援活動ガイドライン等で災害時対応の進め方をイメージしている			
		③	栄養指導班設置要領に基づく栄養指導班実施内容（班長及び指導員の役割）を確認している			
		④	部内の災害時初動マニュアルにおける所属課の役割を把握している			
	（2）連携体制の強化	①	部内において、災害時の栄養指導班の具体的な役割が理解されている		・部内体制について関係職種と検討し、栄養指導班の役割を理解してもらう機会を設ける	
		②	災害時の対応について、栄養指導班活動で連携する職種（保健師・食品衛生監視員等）と検討している			
		③	災害時、栄養・食生活支援が必要な人がスムーズに栄養士等担当者へつながる体制があり、関係者（保健師等）と共有している。			
2 市町村防災計画への助言・支援		①	管内市町村ごとに、市町村防災計画における栄養・食生活支援の内容を把握している		・市町村防災計画の栄養・食生活支援記載部を入手し、内容を確認するとともに、災害時に適切な栄養・食生活支援が行われるよう助言する	P19～20 P55～60
		②	①の内容について市町村担当者へ助言している			
3 備蓄等の災害時食料確保の支援	(1)備蓄内容の把握と支援	①	管内の県、市町村、関係団体の備蓄食品・水の量、配給方法を把握している		・備蓄状況、食料の協定状況を把握し、食料の確保、供給体制について関係機関と検討する	P19～20 P66～70
		②	市町村、関係団体などへ、適切な備蓄量、種類、保管場所について助言している			
	（2）協定確認	①	県及び市町村の食料についての協定内容を把握し、適切な供給体制について助言している			
	（3）普及啓発	①	家庭内で食品を備蓄する必要性を住民に普及啓発している（3日分程度）		・通常業務や広報等を活用して普及啓発を行う	
	(4)備蓄に関する協議	①	市町村等と連携し、災害時に不足しがちな食料や要援護者用の食料の備蓄の種類、量について検討している		・備蓄に関する検討を関係機関と行う	
4 炊き出し体制の整備支援	(1)炊き出しの栄養管理指導	①	炊き出しの栄養管理指導について、栄養指導班設置要領、災害時栄養・食生活支援活動ガイドライン等によりイメージしている		・炊き出しの栄養管理指導内容を確認し、イメージする	P19～20 P56～58 P79～82
	（2）管内炊き出し状況の把握・支援	①	市町村等の炊き出し内容（場所、熱源・調理機器・食器等の確保など）について把握し、助言している		・市町村等の炊き出し体制を把握し、適切に実施できるよう、他団体の炊き出しの方法を踏まえて助言する	
		②	炊き出しを実施するための人材育成・研修を実施または支援している			
		③	自衛隊などの炊き出し体制について情報収集し、市町村等関係機関へ情報提供している			
	（3）連携	①	市町村担当者と連携し、炊き出し体制について検討している			
5 災害時要援護者への支援	（1）要援護者の把握	①	難病患者等災害時に食事に関する対応が必要となる対象者を把握する方法を関係者(保健師等)と共有している		・災害時に食事に関する対応が必要となる者について、通常業務・既存台帳の活用から対象者を把握できる方法を関係者と共有する	P19～20 P66～70
		②	市町村における要援護者の把握方法を確認している			
	（2）要援護者用の食料	①	管内における要援護者に提供できる食品の備蓄状況を把握し、適切に供給できる体制について助言している		・要援護者への食料提供・確保方法を把握し、適切な供給方法について助言する	
		②	要援護者用食品を入手できる業者を把握している			
	（3）普及啓発	①	自ら食品を備蓄する必要性を対象者へ普及啓発している		・普段の保健活動時や広報等を活用し、備蓄の必要性及び災害時に市町村栄養士や県地域機関管理栄養士に相談できることを普及啓発する	
		②	災害時に、栄養や食事の相談が栄養士にできることを対象者へ伝えている			
	（4）支援体制	①	災害時に対象者へ必要な栄養・食生活支援をスムーズに行えるよう、日頃から関係者(保健師等)と連携を図っている		・日頃から関係者と災害時の対応に関する話題を話し合い、連携を図る	
6 給食施設への支援		①	施設ごとの災害時対応マニュアルの内容について指導・助言している（給食巡回指導時等）		・給食施設における災害時対応について助言・指導するとともに、災害時のネットワーク化を推進する	P44～46 P61～64 P71～78
		②	備蓄食品が整備されているか確認し、内容について指導・助言している（給食巡回指導時等）			
		③	給食施設を対象とした災害時対応の研修を開催している			
		④	給食施設間における災害時ネットワークを推進している			
7 災害時の連携体制		①	市町村等関係機関へ、災害時栄養・食生活支援に関する情報提供を行っている		・災害時の栄養・食生活支援に関する情報を入手し、関係機関へ提供して情報を共有する	P19～20 P83
		②	市町村及び栄養士会、食生活改善推進委員協議会、調理師会等の関係機関と、災害時栄養・食生活支援体制を検討し、共有している（会議及び研修会にて）		・管内関係機関による災害時連携体制づくりを進める	

(2)〈県地域機関〉平常時の活動Q&A

セルフチェック1　災害時の栄養指導体制の整備

Q 1　栄養指導班の役割とは？

●栄養指導班の位置づけ

管内市町村の被災規模などにより、県地域防災計画の「栄養指導対策」を実施する上で必要な場合、県地域機関に栄養指導班を設置することができます。

被災地域の県地域機関管理栄養士は、可能な範囲で被災状況（避難所数、食料供給状況、市町村栄養士の活動体制など）を把握し、所内で相談後、必要な栄養指導員の人数を本庁に要請します。

●必要な人数とは・・・

被災者の栄養・食生活面の支援を行うためには、状況把握、支援計画の立案・調整、具体的な支援を地域関係者との連携のもと行うことになります。

刻々と変化する被災地で的確に対応するためには、被災地域の県地域機関管理栄養士1人をリーダーとし、その補佐役として避難所担当者1人、給食施設担当者1人の最低3人の栄養士の配置体制が望ましいといえます。

被災者支援の中心は市町村であり、県地域機関は市町村と十分連携をとりながら対応することが基本ですが、初動時に市町村栄養士が対応できない場合、栄養指導班が被災者支援を行うことになります。

なお、平常時から、市町村栄養士が初動時に栄養・食生活支援活動に従事できる体制づくりを進めておくことが大切です。

●活動内容は・・・

栄養指導班を設置した県地域機関管理栄養士（班長）は市町村と連携をとりながら、派遣された栄養指導員（県地域機関管理栄養士）と栄養士会員（班員）とともに、栄養指導対策を行います。

たとえば、避難所の巡回栄養相談、炊き出し指導はもとより、避難所で「普通の食事ができない人」への個別支援が求められます。

活動後は本庁に報告を行い、今後の支援計画について相談しながら進めることになります。

Ｑ２　災害時の初動対応ではどんなことをするの？

●状況把握と本庁への報告

管内市町村で震度４以上の地震が発生した場合、県地域機関では各地域機関大規模災害対応マニュアルにより、管内市町村から情報を収集し（災害時用調査用紙有り）、本庁へ報告することになっています。

災害時には、被災市町村栄養士と連携し、被災状況把握を行うとともに、地域機関内において災害情報掲示板が設置されるので、栄養・食生活支援に必要な情報を収集し、本庁へ報告します。

●地域機関管理栄養士が登庁できない場合

地域機関の管理栄養士自身が被災、また、道路の寸断などで登庁できない場合もあります。

平常時より部・課内で県地域防災計画の「栄養指導対策」の内容について周知、確認しておくことが必要です。

セルフチェック２　市町村防災計画への助言・支援

Ｑ３　市町村防災計画で栄養・食生活支援活動を位置付けるにはどんな助言・支援をすればいいの？

●何から始めたらよいか

市町村防災計画に栄養・食生活支援内容を位置付けることは重要です。

そのためには、市町村栄養士自身が災害時の栄養・食生活支援活動の必要性を理解し、活動をイメージできることが大切です。本編の「平常時のチェックリスト表」では、災害時に必要な対策と市町村栄養士の役割をわかりやすく記載しています。必要に応じて、市町村栄養士が庁内関係者とともにそれらを活用できるよう場の設営等の支援や助言が望まれています。

●どんな内容を盛り込むとよいか

市町村栄養士の専門性を活かす活動として、県地域防災計画の「栄養指導対策」が参考になります。実際、災害時には市町村と地域機関が連携、協働した活動を行うので、市町村防災計画と方向性が一致していることが活動を進めやすくします。

●防災部局などとの連携支援

栄養・食生活支援活動を「市町村防災計画」に位置づけるためには、所属課と防災部局との理解が不可欠です。地域機関は、必要に応じて助言や情報提供をするとよいでしょう。

炊き出しの献立例など細かな支援内容は計画に入れ込むことが困難な場合もあるので、想定される栄養・食生活支援の内容と関係者の役割を別冊で「〇〇〇（市町村名）防災計画 栄養・食生活支援編」等を作成することもよいでしょう。

なお、災害経験市町村担当者等を講師とした研修会や会議の開催なども有効です。

セルフチェック３　備蓄等の災害時食料確保の支援

Ｑ４　管内の備蓄体制を把握するには

●情報把握の方法

県及び市町村の備蓄状況は本庁（防災企画課）が毎年把握しているので、本庁（健康対策課）から情報を得ることができます。また、食料協定方法をとる場合もあるので、本庁経由で情報を把握しておくとよいでしょう。

●災害時要援護者への備蓄

特に、災害初期の対応が困難です。対象者のリストアップ、特殊食品の備蓄については、栄養士の専門性が求められますので、市町村防災部局や保健師との連携のもと、何をどの程度用意するか検討する必要があります。県地域機関としては、特殊食品を扱う県内の食品関連業者から情報を得、商品の情報提供等を行うことも大切です。

セルフチェック４　炊き出し体制の整備支援

Ｑ５　自衛隊の炊き出しはどんな内容で行われるの？配慮することがらは？

●炊き出しの主体は・・・

炊き出しの主体は被災状況等に応じて、市町村、ボランティア、被災住民自身など、さまざまな方法で行われます。特に、被害規模が大きい場合、市町村は県をとおして自衛隊に炊き出しの要請をします。

●自衛隊の炊き出しとの連携

中越沖地震では炊き出しの献立作成、発注、調理を全て自衛隊が行いましたが、事前に炊き出し用献立があれば自衛隊ではそれを参考に調理することができます。

防災部局と連携し、住民の特性や食習慣を考慮した炊き出し用献立（1週間程度）を市町村毎に作成し、それを災害対応マニュアル等に掲載しておくとよいでしょう。落ち着いた対応ができます。

セルフチェック５　災害時要援護者への支援

Ｑ６ 災害時要援護者とはどんな人？ また、その把握と対応は？

●要援護者の把握

市町村が庁内関係課との連携のもと行います。中越沖地震時には要援護者リストが十分活用できなかった等の理由により、現在その整備が求められています。

高齢者の把握はもとより、食事療法などにより普通の食事ができない人（例えば、アレルギーや腎臓病患者など）への対策についても平常時から検討しておくことが重要です。

●県地域機関はどんな支援をしたらいいの

県地域機関では特殊食品の情報を得、市町村に情報提供する等、要援護者用備蓄の進め方について支援するとともに、それらの食品を適切に供給できる体制を検討することが必要です。

セルフチェック６　給食施設への支援

Ｑ７　給食施設への具体的な支援内容は？

【１日３食提供給食施設（病院、高齢者福祉施設など）】

●施設の特性

被災後も継続した給食提供が求められる施設です。震災後2～3日は自力で乗り切る体制づくりを平常時から行うことが何より重要です。

●中越沖地震の経験から

大震災後、備蓄品やマニュアルの整備率は高まっていますが、中越沖地震の経験では、備蓄品があってもすぐ使えない（ディスポ食器の不足）、量の不足等により、震災時に十分活用できないという施設もありました。

●支援方法は

巡回指導時等を活用し、給食施設の危機管理体制（備蓄、マニュアルの内容）を確認、助言するとともに、必要に応じて研修会や会議等を開催し、具体的な方法について情報提供や意見交換の場を設けることも有効です。

【１日１食提供給食施設（学校、保育所など）】

●施設の特性

被災後は休園、休校になることが多く、備蓄やマニュアルの整備率が低いのが現状です。しかし、保護者がすぐに迎えにいけない場合も想定されるので、今後は最低１食×人数分の食料と水の確保が必要です。

●支援方法は

巡回指導時等を活用し、給食施設の危機管理体制（備蓄、マニュアルの内容）を確認、助言する必要があります。

☆給食施設の「平常時セルフチェック表」の活用☆
給食施設が災害時の備えを点検するためのセルフチェック表（P47）を参考に、施設毎の災害時マニュアルや備蓄の整備をすすめましょう！

給食施設　平常時のセルフチェック表

			セルフチェック項目	チェック	チェックがつかない場合に取り組むこと	ガイドライン（H18.3）
1 危機管理体制の整備（施設内）	（1）災害時対応マニュアルの整備	①	災害時における給食提供に関するマニュアルがある		・マニュアルの必要性を理解した上で、施設内で検討する。 ・また、施設全体の災害対応マニュアルが作成されている場合は、そのマニュアルに給食に関するものが掲載されるよう提案するとともに、関係者と協議する。	P37～39 P71
			（マニュアル名：　　）			
			（作成・更新年月日：　　）			
		②	マニュアルには下記内容が網羅されている		・内容の妥当性、実現性についてシミュレーションを加えながら再度検討する。	
			・連絡・指示体制			
			・給食提供を続ける上で必要な食料、水、食器、熱源及び人員の確保（備蓄食品等含む）に関すること			
			・外部との連絡体制に関すること			
			・初期対応に関すること（発災直後の行動、状況確認項目、連絡体制等）			
			・衛生管理に関すること			
		③	マニュアルについて検討する場がある		・施設全体の対応を検討する場や給食運営委員会等を活用し、マニュアルの内容が施設全体で共有できるよう、また、内容の妥当性について検討できるようにする。	
			（マニュアル内容を検討する会議等名　　、年　　回　開催）			
			↳（会議の構成者：			
		④	マニュアルの内容について、栄養科を始め、施設全体で共有している			
	（2）体制強化	①	まずは、栄養科内において訓練や研修を行っている		・まずは担当部分について科内の職員で把握する。	
		②	施設全体において、日ごろから計画的に訓練や研修を行っている		・施設全体の訓練等を活用し、使えるマニュアルとなるよう検証する。	
		③	マニュアルに基づき、地域や外部も参加した訓練や研修を行っている			
2 備蓄等災害時食糧の確保	（1）備蓄の整備	①	災害時においても給食を提供するために必要な食料、水、食器、熱源等が施設内に備蓄されている。		・災害時に実際に利用することを想定し、必要な備蓄品の種類、量、保管方法等を検討するとともに、整備する。（実際の場面が想定できない場合は、県地域機関（保健所）等に相談する）	P37～39 P72～78
		②	備蓄の必要量（人数、日数等）や種類について検討している			
			（人数：　　人分　、　日数：　　日分）			
			（備蓄品：食料・水・食器・熱源（ガスコンロ等）・その他（　　））			
		③	適切な場所に保管している ※適切な場所とは・・・施設の立地条件にもよるが、取り出しやすく、また、分散保管			
		④	施設外備蓄を行っている場合は、災害時の納入方法、ルートを確保している。		・施設の備蓄だけでは対応できない場合もあることから、施設外の備蓄品も確保しておくと良い。 ・しかし、災害時には道路の遮断、車両不通の場合もあることから、保管場所、納入方法やルートを綿密に取り決めておく。	
			（保管場所：　　）			
			（納入方法：　　）			
			（納入ルート：　　）			
	（2）備蓄の運用	①	備蓄食品等を活用した非常時用献立を作成している		・火や水が使えない場合も想定した献立を作成しておく（ガイドラインP73～75参照）	
		②	平常時用の備蓄利用計画を作成している（普段の給食への利用、ランニングコスト）		・廃棄することが無いよう、あらかじめ利用計画を立てておくとともに、受払簿等を作成し、常に管理しておく。	
		③	備蓄品の受払簿を整備している			
		④	備蓄品の利用について施設内で共有している		・栄養士や調理師が出勤できない場合もあるため、誰もが使えるようにしておく。	
3 外部との連携体制の明確化	（1）地域の災害対策体制の把握	①	市町村の災害対策本部の設置状況を把握している（食料、物資、水等の支援要請先）		・災害時で対応困難な事象が発生した場合の相談先等を明確にしておく。	P37～39
			（担当部署名：　　）			
		②	行政の主管課を把握している（災害対応の相談先）			
			（担当部署名：　　TEL　　）			
		③	保健所の担当課（者）を把握している（災害対応の相談先）			
			（担当課（者）名：　　TEL　　）			
		④	ライフライン（電気、ガス、水道等）遮断時の連絡先を把握している		・状況把握や復旧の見通し等を把握するため、連絡先や相手方の災害時の体制を把握しておく。	
			（電気供給先：　　）			
			（ガス供給先：　　）			
			（水供給先：　　）			
	（2）給食施設等の相互支援体制	①	外部業者、系列施設及び所属団体等と災害支援に関する取り決めがある		・災害の発生状況にもよるが、自力では対応困難な事象も発生することから、支援体制を強化しておく。	
			（取り決め先：　　）			
		②	①の取り決め先と支援内容（食材、人員等）が明確になっている			
			（支援内容：　　）			

セルフチェック７　災害時の連携体制づくり

Ｑ８　物的支援要請があった場合、どこに連絡するの？

●基本的な流れ

市町村災害対策本部をとおして、県災害対策本部に要請します。

しかし、災害直後は、市町村災害対策本部で特殊食品（特別用途食品など）の調達が困難な場合があります。

市町村本部の了解を得たうえで、保健所から本庁（健康対策課）を経由し、県本部（食料班）につなぐケースもあります。

●例えば、

・食料・水・ディスポ食器等の支援 → 市町村災害対策本部へ連絡
・特別用途食品の調達 → 本庁（健康対策課）または栄養士会へ連絡

なお、平常時から市町村、給食施設、避難所からの物的支援要請への対応について、市町村防災部局はじめ、関係機関との認識や情報の共有が重要です。そのために、管内関係機関と連携・協働した会議または研修会の開催等の取組も有効です。

Ｑ９　人的支援要請があった場合、どこに連絡するの？

●基本的な流れ

人的支援要請（炊き出しボランティア、給食施設調理員　など）があった場合、要請内容により、管内関係機関・団体（市町村災害対策本部、市町村ボランティアセンター、食生活改善推進委員協議会、調理師会、栄養士会等）への調整を行います。管内での人的支援調整ができない場合、本庁（健康対策課）へ要請します。

●例えば、

・炊き出しボランティアの調整　→　市町村災害対策本部、市町村ボランティアセンターへ連絡
・給食施設調理員の調整　→　本庁（健康対策課）または栄養士会へ連絡

なお、平常時から市町村（防災部局含む）をはじめ、管内の関係機関・団体（食生活改善推進委員協議会、調理師会、栄養士会、炊き出しボランティア等）とともに、人的支援体制について検討、共有することが大切です。物的支援要請への対応も含めた会議または研修会の開催等、地域実情に応じた取組が求められています。

３【本庁】　平常時のセルフチェック

●本庁の役割は、災害時の栄養・食生活支援活動をスムーズに行うために、日ごろから以下について理解し、関係者とのネットワークづくり（顔がみえる関係）を行うことが大切です。

①市町村及び県地域機関の災害時体制の把握

②県栄養士会等の関係機関との連携体制づくり

③県防災部局との連携強化

●まず、セルフチェック表の7つの備えが整備されているかチェック項目に〇×をつけてみましょう。何からはじめたらよいか、みえてきますよ！

７つの備えとは

□１　災害時の栄養指導体制の整備

□２　県内市町村及び県地域機関の防災対策への助言・支援

□３　県内の備蓄体制の整備支援

□４　炊き出し体制の整備支援

□５　災害時要援護者への支援

□６　給食施設への支援

□７　災害時の連携体制づくり

★詳しくは次のページに！

(1) 本庁　平常時のセルフチェック表

セルフチェック項目				チェック	チェックがつかない場合に取り組むこと	ガイドライン（H18.3）
1 災害時の栄養指導体制の整備	(1) 災害時の位置付け確認	①	新潟県地域防災計画の栄養指導対策を把握している		・新潟県地域防災計画（栄養指導対策）、栄養指導班設置要領、県栄養士会との災害協定の内容と役割を確認する	P3～6 P19～20 P24 P83
		②	栄養指導班設置要領の内容を把握している			
		③	新潟県栄養士会との災害協定の内容について把握している			
		④	栄養指導対策について、災害時栄養・食生活支援活動ガイドライン等で進め方をイメージしている			
	(2) 連携体制の強化	①	栄養指導対策の進め方について本庁管理栄養士（健康対策課、保健体育課）、県栄養士会で毎年確認している		・日ごろから課（係）内、関係課、関係職種・団体との顔がみえる関係づくりを行い、栄養指導対策についての理解を深めておく	
		②	本庁関係課（防災企画課、福祉保健課）の災害対策の役割や内容についておおよそ把握している			
		③	課内において災害時の栄養指導対策について周知している			
2 県内市町村及び県地域機関の防災対策への助言・支援		①	県地域機関をとおして、県内の市町村防災計画における栄養指導対策の内容を把握している		・県地域機関をとおして、市町村防災計画における栄養指導対策を把握するとともに、県地域機関の市町村支援状況を把握、必要な助言を行う	P19～20 P24 P55～60
		②	①の内容について県地域機関の支援内容を把握し、必要な助言をしている			
3 県内の備蓄体制の整備支援	(1) 備蓄や食料協定の把握	①	県防災部局と連携し、県の備蓄品（食料・水）と配給方法、また、食料に係る協定内容を把握している		・県、市町村の備蓄状況（協定内容含む）について把握する	P19～20 P24 P66～70
		②	県防災部局との連携により、市町村の備蓄状況について情報を得ている			
	(2) 普及啓発	①	市町村や県地域機関が一般家庭での備蓄の必要性を普及啓発するよう働きかけている（３日分程度）		・各種事業において、一般家庭での災害時の備えについて啓発普及を行う	
	(3) 協議・連携	①	防災部局と連携し、災害時に不足しがちな食料や災害弱者用の食料の備蓄の種類や量について助言している		・防災部局と連携し、備蓄（協定含む）の種類や量について検討する	
4 炊き出し体制の整備支援	(1) 栄養管理指導	①	炊き出しの栄養管理指導について、災害時栄養・食生活支援活動ガイドライン等により把握している		・炊き出しの栄養管理指導の役割を確認する	P19～20 P24 P56～58 P79～82
	(2) 市町村等炊き出し状況の把握	①	県地域機関をとおして、市町村等の炊き出し体制（炊き出しの場所、献立方法等）について把握している		・市町村等の炊き出し体制を把握し、適切に実施できるよう助言する	
		②	①の炊き出し方法について、県地域機関をとおして必要な助言をしている		・炊き出しを実施する人材育成・研修を実施する、もしくは市町村等の取り組みを支援する	
	(3) 協議・連携	①	外部団体（県栄養士会、県食推、県調理師会、栄養士・調理師養成施設など）と炊き出し体制について協議している		・外部団体の炊き出し支援について協議する	
		②	県地域機関に外部団体の炊き出しに関する情報提供を行い、共有化を図っている		・炊き出しに関する情報を関係機関と共有する	
5 災害時要援護者への支援	(1) 要援護者用の備蓄の把握	①	県及び市町村の要援護者用食品の備蓄状況を把握し、必要な助言をしている		・県及び市町村の要援護者用食品の備蓄状況を把握する	P19～20 P24 P66～70
	(2) 普及・周知	①	要援護者用食品を入手できる業者を把握している		・要援護者用食品リストを把握し、県地域機関などの関係者に情報提供する	
		②	要援護者用食品リストについて県地域機関などの関係者に情報提供している			
	(3) 連　携	①	災害時に管理栄養士等が栄養・食生活支援活動を行う仕組みがあることを関係者に周知している		・日頃から関係者と災害時の対応に関する話題を話し合い、連携を図る	
6 給食施設への支援		①	県地域機関をとおして、県内給食施設の備蓄率、マニュアル整備率について把握している		・県地域機関をとおして、給食施設の災害時対応について把握し、必要な助言をする	P44～46 P51 P61～64 P71～78
		②	県地域機関が行っている給食施設支援状況について把握している			
		③	県地域機関をとおして、給食施設の災害時対策を支援するための情報提供や助言をしている			
7 災害時の連携体制づくり		①	県地域機関及び市町村における栄養指導体制について把握し、必要な会議または研修会等の開催、情報提供等を行っている		・災害時の栄養指導対策を進めるための検討を関係者とともに行う	P24 P83
		②	県栄養士会、県食生活改善推進委員協議会、県調理師会等の関係機関と災害時の栄養指導体制に関する検討等を行っている			
		③	国と災害時の連携体制について検討している			

(2)〈本庁〉平常時の活動Q&A

セルフチェック1　災害時の栄養指導体制の整備

Q1　県地域防災計画で何を把握したらいいの？

●県地域防災計画で災害対策の全体をイメージしましょう

本庁、県地域機関管理栄養士の災害時活動は、県防災計画のなかの「栄養指導対策」に位置づけられており（以下参照）、災害時にそれらの活動をスムーズに行えるよう平常時から栄養・食生活支援活動をイメージし、その取組を進めるための体制づくりが重要です。

併せて、平常時の備えとして、県地域防災計画の以下の計画についても目をとおし、災害時対策の全体像をおおまかにイメージしておくとよいでしょう。

○「防疫及び保健衛生計画」

・この計画のなかに「栄養指導対策」が位置づけられているほか、「保健衛生対策」、「食品衛生確保対策」など、県地域機関が市町村と連携、調整して行う被災住民支援策について記載されています。

○「災害時要援護者の安全確保計画」、「災害時要援護者の応急対策」

・この計画のなかの保健・福祉対策に、県の役割として、市町村と協力した「巡回による栄養指導」等を行う体制整備を図るよう記載されています。

○「食料・生活必需品等の確保計画」、「食料・生活必需品等供給計画」

・県民、市町村、県のそれぞれが行う備蓄の基本的な考え方と災害時の食料供給計画の目安について記載されています。災害時要援護者（高齢者、食物アレルギー患者など）への配慮に関する記述もあります。

・・・確認しておこう！！・・・　新潟県地域防災計画(H19.7 修正)より「栄養指導対策」の抜粋

【県（地域機関）】

ア　炊き出しの栄養管理指導

地域振興局健康福祉（環境）部は市町村設置の実施現場へ栄養士を巡回させ、炊き出し内容等の調整及び給食管理上必要な指導を実施、併せて給食業者への食事内容の指導実施

イ　巡回栄養相談

避難所、仮設住宅及び被災家屋を巡回し、栄養状態の確認及び栄養・食生活相談を実施

ウ　食生活相談者への相談・指導

乳幼児、妊産婦、高齢者、糖尿病等で食事療法が必要な被災者に対する栄養相談や特別用途食品の手配などに関する支援を実施

エ　特定給食施設等への指導

給食設備や給食材料の確保、調理方法などについて指導

【県（健康対策課）】

災害の状況により、栄養指導班編成の上、栄養指導を実施

被災地区の規模、状況に応じて県栄養士会へ支援要請

Q2　栄養指導員の派遣に必要な手順とは？

～ 栄養指導員等の派遣の実際 ～

栄養指導班設置要領に基づき、栄養指導班長（被災地の県地域機関の栄養指導員）との連携のもと、必要な派遣人数を被災当日から翌日にかけて検討し、派遣計画を立てます。

県地域機関及び県栄養士会への派遣要請をするとともに、被災状況により県内対応が困難な場合は、災害協定を締結している隣接県等及び国に対して応援要請を行います。

・・・イメージしておこう！！・・・

～ 栄養指導員等の派遣について ～

【県地域機関への要請】

1　現地にて全体調整を行う栄養指導員の派遣

人数	災害対応の経験のある栄養指導員を少なくとも１人は現地に配置 （栄養指導班長１人のほかに、地域活動担当１人、給食施設支援担当１人の3人体制の配置が望ましい）
時期	災害翌日から配置（１人当たり３～７日間の継続配置が望ましい）
役割	栄養指導班長の補佐役とともに、本庁との連絡調整役を担う 地域活動、給食施設支援計画の立案、調整など

2　栄養指導班員として従事する栄養指導員の派遣

人数	避難所数、市町村栄養士の活動状況などを踏まえて配置 （例：１人１日あたり５避難所担当など）
時期	被災翌日から派遣（１人当たり３～７日間の継続配置が望ましい）
役割	避難所巡回、炊き出し指導、給食施設支援など 活動結果はその後の炊き出し計画や救援物資要請などに反映

【県栄養士会への要請】

災害協定に基づき、管理栄養士等の派遣を要請する。人数、派遣場所、活動内容等について、栄養指導班長と調整の上、具体的に要請を行う。

※　高速道路の減免あり → 災害派遣の証明書を県で作成する（別途指示がある。車検証の写し等が必要）。

※　派遣に係る旅費は県で負担（災害協定どおり）。

【広域応援の要請】

県内管理栄養士等での対応が難しい場合、災害協定を締結している隣接県等及び国（厚生労働省）に派遣を要請する。

Q3　災害時の救助活動に関する協定書（県栄養士会）とは？

県栄養士会と「災害時の救護活動に関する協定書」を結んでおり（Ｐ１５８参照）、県防災計画の栄養指導対策のうち以下の業務について栄養指導班の班員として派遣要請をします。

〇炊き出しの栄養管理指導
〇巡回栄養相談の実施
〇食生活相談者への栄養指導の実施

県地域機関管理栄養士の派遣要請への対応状況を踏まえ、県栄養士会に必要人数を要請します。

なお、協定内容に県地域防災計画の栄養指導対策のうち「給食施設支援」が盛り込まれていません。中越大震災、中越沖地震の経験では、避難所で対応困難な要介護者の受入先として高齢者福祉施設等に定員を超える受入が認められたため、食数増加により給食現場は対応に大変苦慮していました。中越沖地震では県栄養士会がそれらの施設の要請に迅速に対応しました。

今後、被災者支援の視点から協定内容に追加する等の検討が必要です。

セルフチェック２　県内市町村、県地域機関の防災対策への助言・支援

Q4　どんな視点で市町村、県地域機関への助言、支援をしたらいいの？

●まず始めに、県地域機関をとおして、県内市町村防災計画における「栄養指導対策」を把握しましょう

□市町村防災計画における「栄養指導対策」の位置づけを把握する
□記述がない場合、栄養指導対策を位置づけられるよう必要な支援策を検討する
□記述がある場合でも、災害時に保健班や食料班と連携がとれる体制であるか確認する

●次に、県・市町村の備蓄状況を把握しましょう

□県防災局から県・市町村の備蓄状況に関する情報を得る（年１回調査あり）
□可能な範囲で県地域機関に情報提供する
□県防災部局と一般被災住民用の備蓄、災害時要援護者用の備蓄内容（量・質）について情報共有し、必要な食料については調達や協定などの対応を検討する

●県内の栄養指導体制の整備を行いましょう

□県地域機関での市町村支援状況を把握する
□必要に応じて県主催の研修会や会議の開催、また、参考になる情報を提供する

セルフチェック３　県内の備蓄体制の整備支援

Ｑ５　県内の備蓄状況はどうなっているの？（県防災部局との連携）

●県及び市町村の備蓄状況の把握と情報発信

□県、市町村の備蓄状況、食料に関する協定について県防災部局（防災企画課）より情報を得る。

□県地域機関に情報提供できるものについては発信する。

●災害時要援護者用の食料の確保支援

□救援物資としてすぐに対応が難しい災害時要援護者用の特別用途食品等の備蓄について事前に防災部局と検討、調整する。

□初動時に不足しがちな食品（ミルク、離乳食、高齢者用かゆなど）も初期搬入できるよう防災部局をとおして申し入れをしておくとよい。

※災害発生当日には原則、県備蓄食料、協定を結んでいる業者から食料放出が行われる。

・・・確認しておこう！！・・・

○新潟県地域防災計画における備蓄の基本方針について

・交通状況を含む流通機構の回復が見込まれる3日程度の間に必要な食糧等は県民が自らの備蓄で賄うことを原則とする。

・市町村は住民等に対し食糧等を供給するとともに緊急調達する。

・県は供給等が困難な市町村の要請に基づき、食糧等の提供又は調達の代行を行う。

・県及び市町村は、食糧等の分担割合を定めるとともに、調達についての年次計画を策定し、早期の達成を目指す。

○備蓄の基本的な考え方

・自助・共助・公助の考え方にもとづいて県、市町村の役割分担を明確にするとともに、中越大震災の規模に対応できる備蓄量（10万人が3日間避難可能）を確保する。

○各機関の備蓄割合

備蓄主体			備蓄数（主食）	
自助・共助	①個人（地域コミュニティー含む）		30万食	（3食分）
公助	②被災エリア（被災市町村を含む）		20万食	（2食分）
	③他市町村		15万食	（1.5食分）
	④県	現物備蓄（保有）	7.5万食	（1.5食分）
		流通備蓄（協定確保）	7.5万食	
合計			80万食	（8食分）
県外の応援			10万食	（1食分）
確保食数（合計）			90万食	（9食分）

※流通備蓄：あらかじめ関係団体及び業者と協定等を結び、災害時に一定数量の物資の提供を受けるもの。県はローソンやイオン等と食料協定をむすんでいる。

○県の備蓄食料（例示）及び保管場所Ｐ１５２・１５３参照

セルフチェック４　炊き出し体制の整備支援

Q6　炊き出し支援体制としてどんなことが必要なの？

●炊き出しの支援体制として本庁で必要なこと

□市町村の炊き出し体制については、県地域機関をとおして把握しておく。

□事前に炊き出しに協力可能な関係団体を募り、可能な限り災害協定に盛り込む。

(参考)中越沖地震では、炊き出しボランティアとして栄養士・調理師養成施設、県食推協議会、県栄養士会、県調理師会より協力が得られた。

□炊き出し訓練の実施を促進する。

セルフチェック５ 災害時要援護者への支援

Q7　災害時要援護者用の食料はどうしたらいいの？

●対象者把握と支援内容

（市町村のセルフチェック４　県地域機関のセルフチェック５　参照）

●災害時要援護者用の特殊食品等についての情報収集と情報発信

□特殊食品について取り扱い業者からカタログを取り寄せる。

□災害時に不足しやすい食品をリストアップする。

□県栄養士会ホームページの情報を確認する。

□県地域機関に情報発信する。

●県防災部局との連携

□防災部局より災害時要援護者用の備蓄や協定内容について情報を得る。

□必要な備えについて検討する。

セルフチェック６　給食施設への支援

Q8　給食施設の災害対策を進めるためには何が必要なの？

●給食施設支援として本庁で必要なこと
（地域機関のセルフチェック６参照）

□県地域機関をとおして、給食施設の備蓄状況、マニュアル設置率を把握する
□県地域機関の支援状況を把握する
□必要に応じて支援計画を立てる

セルフチェック７　災害時の連携体制づくり

Q9　全県的な災害対策を進めるためにはどうしたらいいの？

●災害時栄養・食生活支援活動に関する会議や研修会の開催

平常時に市町村毎に災害時の栄養・食生活支援活動を進める体制づくりが重要とわかっていても、普段、防災部局との連携は少なく、具体的な対策の進め方がわからないという声を聞きます。

全県的に市町村の災害時の体制づくりを進めるには、市町村、県地域機関担当者がともにそれらの活動の必要性を認識・共有し、対応策を検討するために必要な知識や技術を身につけることが重要です。

本庁は地域機関をとおして市町村の災害時対策の状況を把握し、それらを踏まえたうえで関係者との研修会や会議等を開催することが必要です。

●地域機関毎の研修会や会議の支援

地域毎のネットワーク構築に関する検討を行う場合、必要に応じて震災対応の経験のある人材派遣を行う等の調整が必要です（震災対応の経験のある県地域機関管理栄養士の派遣体制の整備）。

Q10　国との連携はどうしたらいいの？

●県内の被災状況を報告し、栄養・食生活支援活動に対する必要な指導・助言を得る体制を整備しましょう。

□被災直後できるだけ早い段階で一報を入れられるよう、事前に報告内容について国と協議しておく。

□事前に被災状況を報告する様式（Ｐ６２参照）を作成する。

□被災した場合、他都道府県から派遣支援を受ける体制について、事前に必要事項を協議する。

～災害時の他県都道府県からの派遣要請の手順についてイメージしよう～
・・・栄養指導員等の派遣の実際・・・

栄養指導班長（被災地の県地域機関管理栄養士）との連携のもと、必要な派遣人数を被災当日から翌日にかけて検討し、派遣計画を立てる。県地域機関及び県栄養士会への派遣要請をするとともに、被災状況により県内対応が困難な場合は県から広域（全国の各自治体）への派遣要請を行う。

●被災した場合

ア 受入前の準備
県地域機関、県栄養士会等での県内対応が困難な場合、近隣県や災害時の協定県に管理栄養士の応援要請をし、被災状況によっては、国にその他都道府県からの管理栄養士の派遣要請をする。要請内容として、派遣期間、派遣人数、活動内容等が必要である。 ・派遣期間：１都道府県あたり1週間程度とする ・派遣人数：被災地域機関と県本庁が検討し依頼する ・依頼内容：避難所における巡回栄養相談、炊き出し栄養管理指導、給食施設支援など
イ 受入の手順（国に派遣要請をする場合）
県は厚労省担当課に都道府県の管理栄養士の派遣要請をする 厚労省担当課は都道府県からの要請で派遣調整協力を行うこともある
ウ 派遣に係る費用
原則、被災地側で負担することになり、災害救助法の適用となった場合は、被災地の負担分が特別交付金にて一部還付される

●派遣依頼があった場合

依頼内容を確認のうえ、庁内及び県地域機関栄養指導員と調整のうえ派遣を決定する。

なお、派遣には災害対応の体験のある栄養指導員をあてる。

別紙（県→厚労省担当課）

平成　　年　　月　　日

災害時の栄養・食生活支援活動状況について（第　　報）

都道府県名	
被災市町村名	
主な被災状況	・死者、負傷者数 ・全壊家屋数 ・ライフライン ・道路状況
避難所数	・避難指示 ・避難勧告 ・その他
主な食糧状況	・救援物資 ・炊き出し
現在の対応状況	・食料の確保について ・栄養指導対策について
今後の課題	
国への支援要請	
担当者名	新潟県福祉保健部健康対策課　〇〇〇〇

Ⅴ　災害時活動の進め方のポイント

災害時活動の進め方のポイント

○「災害時のセルフチェック表」と「災害時の活動 Q&A」の使い方

災害時に大切なことは、まずは落ち着いて対応することです。

「何をしたらよいかわからない」と焦らないで、次の「セルフチェック表」と「災害活動 Q&A」に目をとおしてみてください。

特に、震災直後から 3 日間は、多くの被災住民の食料確保はもとより、普通の食事ができない人への食料調達等にスピード感をもって対応することになるので、最も重要な時期（しかも混乱時期）ですが、それを乗り切るとその後はある程度計画的に動けるようになります。

また、地域には、病院や特別養護老人ホーム等には多くの住民が入院、入所しており、その方々への食事が継続的に提供されているか確認し、場合によっては支援することも必要です。

被災住民支援の主体は市町村ですが、過去の震災対応では市町村と県（地域機関、本庁）が相互に連携しながら栄養・食生活支援活動を行ってきました。

被災住民に必要な支援が届くよう次の「セルフチェック表」を活用し、「災害活動 Q&A」で活動をイメージすることからはじめてください。困り事を自分だけで抱えず、発信することから支援がはじまります。

1 【地域活動編】災害時のセルフチェック

●災害時には、市町村、県地域機関、県本庁がそれぞれの役割をもって対応しますが、現場では相互に連携しながら被災住民支援を行います。

●この表は、特にスピード感のある対応が求められる災害発生後から３日間について、市町村、県地域機関、県本庁が、まず何をし、どう連携したらよいかわかるように整理してあります。

●次の４つの視点で「地域の把握」、「支援計画の立案（関係者との調整含む）」、「支援の実施」へと繋げてください。

４つの視点とは

□１　栄養指導体制の整備

□２　備蓄等の災害時食料の調整

□３　炊き出しの調整

□４　災害時要援護者への対応

★詳しくは次のページに！

1　災害時のセルフチェック表（地域活動編）　※災害時にはそれぞれのマニュアル等により、飲料水、食料、身の回りの必需品等を準備のうえ、できるだけ早く登庁しましょう！

フェイズ	No	市　町　村	チェック	災害時栄養・食生活支援活動ガイドライン(H18.3)	No	県地域機関	チェック	災害時栄養・食生活支援活動ガイドライン(H18.3)	No	本　　庁	チェック	災害時栄養・食生活支援活動ガイドライン(H18.3)
フェイズ0（災害発生後24時間以内）	1	市町村防災計画における市町村栄養士の役割、「栄養・食生活支援」の内容を確認する		◇災害時における栄養・食生活支援活動体制（P3～6） ◇被災市町村のフェイズ0対応（P13～14） ◇様式例1、2（P55、56） ◇参考資料6（P79）	1	県地域防災計画（栄養指導対策）、ガイドライン、ガイドライン実践編により、「栄養・食生活支援活動」の内容を確認する 地域機関大規模災害対応マニュアルにより、震災対応の準備をする		◇災害時における栄養・食生活支援活動体制（P3～6） ◇被災地域機関のフェイズ0対応（P21） ◇様式例1、2（P55、56） ◇参考資料6（P79）	1	県地域防災計画（栄養指導対策）ガイドライン、ガイドライン実践編により、「栄養・食生活支援活動」の内容を確認する		◇災害時における栄養・食生活支援活動体制（P3～6） ◇本庁のフェイズ0対応（P25） ◇参考資料6（P79）
	2	市町村内の状況把握 □被災者数 □ライフライン（電気・ガス・水道・道路等）の損壊状況 □ 被災者の食支援状況			2	管内市町村の状況把握 （震度4以上の場合⇒本庁に報告） □被災者数 □ライフライン（電気・ガス・水道・道路等）の損壊状況 □被災者の食支援状況			2	県地域機関へ管内被災状況把握を指示 （全地域機関へ発信⇒震度４以上の地域のみ本庁に報告） 県地域機関（震度４以上）からの被災状況把握		
	3	市町村内（保健・福祉・教育委員会栄養士）及び地域機関と情報の共有化を図り、栄養・食生活支援計画について検討する（炊き出し計画、食料・水、特殊食品等）			3	被災市町村、本庁と連携し、被災地域支援計画について検討する（初動状況に対応するために情報収集後、必要に応じて被災市町村へ出向く）			3	被災地域の県地域機関管理栄養士と被災地域支援計画について検討する		
	4	避難所での“栄養相談に関するちらし”を地域機関と連携し、作成する			4	避難所での“栄養相談に関するちらし”を被災市町村と連携し、作成する			4	県地域機関へ避難所での“栄養相談に関するちらし（ひな形）”を送信する		
フェイズ1（災害発生後72時間以内）	5	前日からの変化について、市町村内の状況把握 □被災者数 □ライフライン（電気・ガス・水道・道路等）の損壊状況 □被災者の食支援状況		◇災害時における栄養・食生活支援活動体制（P3～6） ◇被災市町村のフェイズ1対応（P14～16） ◇様式例2、3、4（P56、57、58） ◇参考資料7（P80～82） ◇参考資料8（P83～84）	5	被災状況に基づき、被災市町村と連携し、迅速かつ効果的な栄養・食生活支援活動を行うため、栄養指導班を設置し、本庁へ栄養指導班員の調整を要請する（要請に関しては、日数・業務内容・人数等を明確にしておく）		◇災害時における栄養・食生活支援活動体制（P3～6） ◇被災地域機関のフェイズ1対応（P21～22） ◇様式例2、3、4（P56、57、58） ◇参考資料7（P80～82） ◇参考資料8（P83～84）	5	被災地域での対応が難しい場合、被災地域の県地域機関での栄養指導班設置について助言し、栄養指導員等の派遣準備をする ①被災していない県地域機関栄養指導員の派遣調整をする ②災害協定を結んでいる県栄養士会に派遣依頼をする ③被災状況により県内での対応が難しい場合、災害協定を締結している隣接県等及び国に派遣要請をする		◇災害時における栄養・食生活支援活動体制（P3～6） ◇本庁のフェイズ1対応（P25） ◇参考資料7（P80～82） ◇参考資料8（P83～84）
	6	普通に食事ができない被災者への対応を検討する(市町村で対応困難な特殊食品等は、市町村災害対策本部又は地域機関あてに、支援を要請する。)			6	被災市町村災害対策本部での対応が困難な食料等の要請があった場合、業者リストの紹介や本庁へ要請する			6	被災地域から市町村災害対策本部での対応が困難な食料等の要請があった場合は、県災害対策本部（食糧班、保健医療班）をとおして要請する		
	7	自衛隊の炊き出しがある場合、参考献立を提示すると共に、予定献立表については避難所毎に掲示するよう手配する			7	自衛隊の炊き出しがある場合、参考献立を提示すると共に予定献立表については避難所毎に掲示するよう被災市町村へ連絡をする			7	自衛隊の炊き出しがある場合、県災害対策本部内の自衛隊担当班と連携し、被災地情報の提供や献立内容について調整する ※自衛隊の献立による場合は、献立表の提示を依頼し、県地域機関をとおして被災市町村に情報提供する		
	8	炊き出しの実施状況や内容確認し、不足の場合は市町村災害対策本部又は地域機関あてに支援要請する			8	被災市町村から炊き出し等へのボランティア派遣要請がある場合、本庁へ連絡し、県栄養士会、県食推協議会、県調理師会等の調整をする			8	市町村、自衛隊等での炊き出しが十分でない場合、県災害対策本部から炊き出し要請あり→県栄養士会、県食推協議会、県調理師会、栄養士・調理師養成施設等へ支援要請する		
	9	避難所における巡回栄養相談の計画を立てる			9	被災市町村の栄養指導に必要なちらし等（避難所での食事のポイント、便秘予防、水分補給等）を被災市町村と連携して作成、配布する			9	被災地域の栄養指導に必要なちらし等（避難所での食事のポイント、便秘予防、水分補給等）を作成、配布すると共に、支援計画について相談に応じる		
	10	栄養指導に必要なちらし等（避難所での食事のポイント、便秘予防、水分補給等）を地域機関と連携して作成、配布する			10	被災地域支援計画に基づき、栄養・食生活支援活動日報、避難所栄養指導計画・報告等を作成し、本庁へ報告を行い、情報の共有化を図ると共に今後の支援計画について検討する						

2【給食施設支援編】災害時のセルフチェック

●市町村の場合、保育所や学校等の公立施設を中心に対応し、県地域機関は管内の３食提供施設（病院や入所型福祉施設など）を優先して対応することになります。

●この表は、災害発生後から３日間について、市町村、県地域機関、県本庁が、給食施設に対してまず何をし、どう連携したらよいかわかるように整理してあります。

●被災直後も３食提供施設は継続した食事提供が求められますが、備蓄等の整備により１～２日は凌げる体制なので、むしろその後長期化した場合の支援が必要になることもあります。

●次の３つの視点で「地域の把握」、「支援計画の立案（関係者との調整含む）」、「支援の実施」へと繋げてください。

３つの視点とは

□１　給食施設の被災状況の把握

□２　食料供給のための調整

□３　炊き出し計画（市町村施設の場合）

★詳しくは次のページに！

2　災害時のセルフチェック表（給食施設支援編）

フェイズ	No	市　町　村	チェック	災害時栄養・食生活支援活動ガイドライン(H18.3)	No	県地域機関	チェック	災害時栄養・食生活支援活動ガイドライン(H18.3)	No	本　　庁	チェック	災害時栄養・食生活支援活動ガイドライン(H18.3)
フェイズ０（災害発生後２４時間以内）	1	市町村立施設（学校、保育園等）の被害状況及び支援要請（物的・人的）について、状況把握する なお、病院、高齢者福祉施設等では、被害状況や被災住民の受け入れにより、支援要請やライフライン復旧情報の提供を求められる場合がある		◇被災給食施設支援 （Ｐ３４～３６） ◇被災市町村のフェイズ０対応 （Ｐ４２） ◇様式例７ （Ｐ６１） ◇参考資料６ （Ｐ７９） ◇参考資料７ （Ｐ８０～８２）	1	地域機関大規模災害対応マニュアルに従い、実施される災害被害状況調査から特定給食施設の状況把握 ⇒　本庁に報告 1日３食提供施設（病院・高齢者福祉施設等）を優先とする		◇被災給食施設支援 （Ｐ３４～３６） ◇被災地域機関のフェイズ０対応 （Ｐ４６～４８） ◇様式例７ （Ｐ６１） ◇様式例８ （Ｐ６２） ◇様式例９ （Ｐ６３）	1	県地域機関をとおして、県内の給食施設の被災状況を把握する（３食提供施設を優先）		◇被災給食施設支援 （Ｐ３４～３６） ◇被災地域機関のフェイズ０対応 （Ｐ５２）
	2	物的な支援要請（食料・水等）については、市町村備蓄品を活用する 対応できない場合、市町村災害対策本部等や地域機関へ連絡し、物資要請を行う			2	管内給食施設から、物的支援要請（食料・水・ディスポ食器等）があれば被災市町村災害対策本部や本庁と連携し、手配・調整を行う			2	県地域機関の要請に応じて、市町村災害対策本部で対応困難な物資（食料、ディスポ食器など）について県本部に要請する		
	3	人的な支援要請については、市町村災害対策本部、市町村ボランティアセンター、地域機関等へ要請する （調理従事者は検便の有無を確認のこと）			3	管内給食施設から、人的支援要請（調理従事者等）があれば管内関係機関・団体（市町村災害対策本部、市町村ボランティアセンター、食推協議会、調理師会、栄養士会）への調整を行う （調理従事者は検便の有無を確認のこと）			3	県地域機関からの要請に応じて、県本部、県栄養士会等に派遣依頼をする		
	4	市町村立施設（学校、保育園等）を活用した炊き出しが実施される場合、災害対策本部と相互に連携を図りながら被災状況を踏まえた炊き出し計画を立てる										
フェイズ１（災害発生後７２時間以内）	5	フェイズ０に引き続き、市町村立施設の被災状況及び支援要請（物的・人的）を把握し、支援要請の対応を行う		◇被災給食施設支援 （Ｐ３４～３６） ◇被災市町村のフェイズ１対応 （Ｐ４２～４３） ◇様式例７ （Ｐ６１） ◇様式例９ （Ｐ６３） ◇参考資料３－１ 参考資料３－２ （Ｐ７３～７６）	4	フェイズ０に引き続き、１日３食提供施設の被災状況及び支援要請（物的・人的）を把握する また、その他の給食施設（1日1食提供）においても被災状況を把握し、本庁へ報告する		◇被災給食施設支援 （Ｐ３４～３６） ◇被災地域機関のフェイズ１対応 （Ｐ４９～５０） ◇様式例７ （Ｐ６１） ◇様式例８ （Ｐ６２） ◇様式例９ （Ｐ６３）	4	フェイズ０に引き続き、県地域機関をとおして、県内の給食施設の被災状況を把握する（３食提供施設を優先）		◇被災給食施設支援 （Ｐ３４～３６） ◇被災地域機関のフェイズ１対応 （Ｐ５２）
	6	市町村立施設（学校、保育園等）を活用した炊き出しが実施される場合、災害対策本部と相互に連携を図りながら被災状況に対応した献立作成、食料・人員等の手配を行う			5	特定給食施設の被災状況を踏まえ、支援要請（物的・人的）に対応すると共に、支援計画（巡回指導・電話等による連絡調整）を作成する			5	県地域機関からの要請に応じて、市町村災害対策本部で対応困難な物資（食料、ディスポ食器など）を県本部に要請する		
					6	支援要請のある施設については、支援内容を確認し、対応する 連絡のとれない施設や巡回指導希望がある施設については、計画的に指導へ出向く 災害時の食中毒防止対策のため、食品衛生監視員と同行して巡回指導をすることが望ましい			6	県地域機関からの要請に応じて、県本部、県栄養士会等に人的派遣要請をする		

3　災害活動Q&A

(1)〈市町村〉災害活動Q＆A

Q1 災害直後、まず必要とされる栄養・食生活支援活動とは？

災害直後は、①一般被災住民に対する食料供給、②災害時要援護者（乳幼児、高齢者、腎臓病やアレルギー等により食事制限が必要な慢性疾患患者等）への迅速かつ的確な対応が求められます。

①一般被災住民への支援

主に災害対策本部食料班が中心に活動し、備蓄の放出、協定企業からの食料供給が行われます。初動時の栄養に関する課題は、エネルギーと水分確保が主になるので、市町村栄養士は食料班と連携を密にし、相互に連絡がとれるようにしておくことが大切です。

また、被災状況により「炊き出し」が求められる場合もあります。炊き出しの献立内容、衛生管理等、市町村栄養士の専門性を活かした企画・調整力が必要とされます。

②災害時要援護者への支援

必要な食料は本部食料班が調達するのは①と同じですが、要援護者の対応は個別性が高く、食料も特殊な場合があります。特に、災害直後は次のような人への支援が求められていましたが、初期で混乱している市町村本部では対応が難しいケースもありました。

☆災害直後に支援が必要な人は・・・

ア	乳幼児：粉ミルク、離乳食（初期・中期・後期）	イ	高齢者：高齢者用かゆ食、形態調整食
ウ	食事制限のある腎臓病患者：低たんぱく質食品	エ	食物アレルギー患者：アレルゲン除去食品

市町村本部食料班と連携して、特殊食品等の食料調達支援を行うとともに、避難所担当保健師等と連携して、それらの人に対する食料提供や栄養指導等を行う必要があります。

Q2　災害直後の栄養・食生活支援活動を企画・調整ができる栄養士を少なくとも1人配置するには？

●上司に市町村栄養士の役割を説明しましょう

過去の経験では、市町村栄養士は災害直後に自治体職員として一般の避難所担当になることが多いようです。しかし、Q1のように、災害直後から被災住民への栄養・食生活支援が求められていました。

市町村栄養士はその専門性を活かし、少なくとも1人は災害直後から栄養・食生活支援活動を企画・調整する部署への配置（災害対策本部食料班または保健活動班等）が望まれます。

まず、課内の上司に、市町村栄養士の役割や食料班との連携の必要性について理解を得、保健活動と併せて食料の調整支援や炊き出しの調整支援等を行うために適切な部署への配置について相談しましょう。例えば、要援護者への支援では、避難所へのちらし作成・配布、特殊食品の調達、巡回栄養指導等が必要であり、そのためには、保健活動班、食料班等との連携が不可欠です。

●庁内市町村栄養士間の連携

市町村では、保健、福祉、教育委員会に栄養士が複数配置されているところもあります。初動時に栄養・食生活支援活動の企画・調整部署に配置された栄養士が1人であっても、その後、避難生活が長期化するなかで、炊き出し管理、避難所巡回栄養相談等への対応は現場に出向くことが多く、複数の栄養士で対応しなければなりません。庁内の栄養士間で相互に連携を図りながら対応できる体制をつくる必要があります。

Ｑ３　避難所巡回栄養相談の対象者を把握し、指導計画を立てるには？

●対象者の把握

避難所担当保健師から栄養・食生活支援の必要な者をリストアップしてもらいます。

例えば、慢性疾患患者のうち腎臓病、アレルギー、糖尿病患者など避難所の普通の食事では対応が難しいケース、また、栄養士が個別に関わった方がよいケース等についてリストアップしてもらうよう申し入れをしておくとよいでしょう。

●指導計画の立て方

避難所毎に栄養指導が必要な人数をとりまとめ、庁内市町村栄養士で対応する指導計画を立てることになります。しかし、被災規模や市町村栄養士の活動状況によっては、市町村だけの対応が難しい場合もあります。

市町村だけの対応が困難な場合、栄養指導が必要な人の情報（人数、疾病内容、避難場所等）について県地域機関に相談してください。県地域機関は栄養指導班を設置し、被災住民支援を行うことができます。

Ｑ４　普通の食事ができない人用の食料を確保するには？

●市町村災害対策本部食料班との連携

災害時要援護者の食料ニーズ（平常時からの要援護者リストまたは避難所担当保健師等からの情報を元に）を把握し、その対応が可能か市町村災害対策本部食料班に確認のうえ、備蓄がない場合には食料要請をします。

災害時要援護者の食料は特殊な食品（離乳食、腎臓病食、形態調整食など）であるため、被災直後には本来の食料の要請・調達ルート（市町村災害対策本部→県災害対策本部→企業→被災市町村）では迅速な対応が困難な場合もあります。市町村本部の了解のもと、県地域機関から本庁（健康対策課）に対し食料要請（健康対策課→県災害対策本部食料班または同保健医療班→被災市町村）する方法もあります。

●ＮＰＯ法人との連携（特に、アレルギー患者への対応について）

過去の２度の被災経験では、アレルギー患者などへの対応は、被災直後から避難所にちらし（相談窓口の周知）を配布する等の取組を行いましたが、そこから相談につながるケースは限られており、今後、必要な人にできるだけ早く支援が届く体制が求められています。

中越大震災、中越沖地震では、アレルギー患者の支援団体である「ＮＰＯ法人　アレルギー支援ネットワーク」が、食物アレルギー患者用のアレルゲン除去食品や低アレルギー用肌着の提供、電話相談等の支援実績があります。（ホームページの「防災・救援システム」などを参照してください）

災害時には行政の支援体制だけでなく、このようなＮＰＯ法人等との連携も必要です。（P139・140参照）

※「ＮＰＯ法人 アレルギー支援ネットワーク」の連絡先
電話　０７０－６５３３－６７２３、　ＦＡＸ　０５６４－５５－５７０２
ホームページ http://www.alle-net.com/

Ｑ５　炊き出し要請があった場合には？

●市町村の炊き出しについて

炊き出しの実施主体は市町村、ボランティア、自主グループ等があり、同じ被災地域内にさまざまな炊き出しが実施される場合もあります。

市町村は被災規模が大きい場合、自衛隊に炊き出し要請をしますが、地理的・規模的な事情により自衛隊からの炊き出しが得られない場合、市町村自ら炊き出し計画を立て、市町村内の関係組織やボランティア団体（食生活改善推進委員協議会など）、食品関連事業者などの協力を得て炊き出しを行うことになります。炊き出しの実施については災害対策本部と連携・調整しながら行います。

●市町村栄養士の役割について

炊き出し計画のなかで、市町村栄養士は、献立作成、発注、調理従事者（学校、保育所給食の調理従事者等の検便実施者が望ましい）の選定、衛生管理への配慮などに、専門性を発揮する必要があります。

炊き出しの規模にもよりますが、食事内容や安全性に配慮するためには複数の栄養士（庁内市町村栄養士、場合によって学校栄養職員との協働）で対応することがより効果的です。

なお、被災直後の混乱などにより、関係団体等の協力が得られない場合、市町村災害対策本部と調整、また、必要に応じて県地域機関に要請等を行います。

●炊き出しの衛生管理

炊き出しを行う際には最低でも以下の項目を確保の上、実施します。

①安全な食材、②健康かつ衛生的な調理作業が可能な従事者、③衛生的な作業が可能な調理場、④確実な運搬ルートと運搬手段、⑤受け入れ側の体制整備（保管場所や避難所側の受け入れを調整する人材）

被災規模にもよりますが、炊き出しの食数は災害直後から10日目位までが多く、救援体制が整うに従い徐々に減少し、その後は、地元業者の弁当などに切り替わります。

なお、ボランティアや自主グループなどの炊き出しについても、ちらし等により衛生面の取扱の注意喚起が必要なので県地域機関と連携（食中毒予防対策や情報あり）するとよいでしょう。

Ｑ６　避難所の子どもたちの食事課題に対応するには？

●子どもたちの食事課題とは

子どもたちの被災のショックは測り知れず、現在、心のケアチームが長期的に支援する体制ができています。そうした心の問題に関連した食欲不振や逆に過食的な傾向がみられる子どもたちもいます。

また、被災地には善意で救援物資が送られてきますが、菓子類が必要量以上に避難所に配布され、自由に食べられる環境下では、避難生活での運動不足とも相まって、肥満や虫歯などが問題になりました。

●どんな支援体制をとるとよいか

まず、菓子類への対応については、避難所の担当職員（市町村職員）や担当保健師と連携をとり、避難所毎に菓子類のルール（時間や量等）を決めるとよいでしょう。食生活改善推進委員や遊び（子守り）ボランティア等を介して、間食のとり方について声かけ等の協力を得ることもよいでしょう。

また、保育士、養護教諭、学校栄養職員などの専門職と連携し、避難所での健康教育（食事や運動）などを企画することも効果的です。

Ｑ７　庁内市町村栄養士間との連携、学校栄養職員等との連携とは？

●庁内市町村栄養士間との連携

市町村栄養士は「市町村地域防災計画」に基づき、避難所の巡回栄養相談、炊き出し指導等の栄養指導対策を行うよう位置づけられています（市町村によっては位置づけられていない場合もある。今後、防災部局と連携し、役割を明記することが望ましい）。

また、炊き出し計画については、「市町村地域防災計画」等のなかで福祉部局や教育委員会が担当する場合もあります。

市町村栄養士は庁内の栄養士間で相互に連携をとりながら、役割分担と協働活動を状況に応じて対応することが重要です。被災住民支援のために専門職として何ができるか、震災直後から庁内栄養士間で主体的に検討、行動、報告し合う体制を相互につくることが大切です。

●学校栄養職員等と市町村栄養士との連携

被災直後は保育所や学校は休園、休校となりますが、その後１０日前後を目処に再開されることが多く、簡易給食からはじめ、徐々に環境が整備されるなかで完全給食へと移行します。

学校栄養職員は給食再開までに給食施設の点検・整備を行い、併せて、子どもたちの避難所での食事状況を踏まえた献立を作成する必要があります。市町村栄養士は避難所での子どもたちの食事状況について学校栄養職員に情報提供するなど、相互に連絡を取り合うことが大切です。なお、必要に応じて避難所巡回相談などに両者が同行する等の連携もとるとよいでしょう。

また、「市町村地域防災計画」のなかで炊き出し計画を教育委員会が担当し、学校給食センターを拠点に炊き出しを行うことが位置づけられている場合などは、教育委員会栄養士とともに学校栄養職員が炊き出しに従事することもあります。

なお、市町村の炊き出しでは、学校等の給食施設ではなく、保健センターや地域の集会場等の調理施設を使用することもありますが、初期にはその体制を整備することが難しい場合も想定されます。

学校や保育園の再開前であれば、学校栄養職員や市町村調理員（学校、保育所等）などの専門職と連携した炊き出しが可能な場合もありますので、庁内で相互に連携・協力し合うことなども大切です。

(2)〈県地域機関〉災害活動Q＆A

Q１　交通の途絶により登庁できない場合はどうするの？

最寄りの地域機関から所属長に連絡し、その後の指示を受けます。

なお、地域機関管理栄養士が１人も登庁できない場合、被災規模によっては、被災していない地域機関より管理栄養士を派遣する必要もあるので本庁（健康対策課）に相談します。

Q２　管内の被災状況をどう把握するの？

管内市町村で震度４以上の地震が発生した場合、県地域機関では各地域機関大規模災害対応マニュアルにより、管内市町村から情報を収集し（災害時用調査用紙有り）、本庁へ報告します。

災害時には、被災市町村栄養士と連携し、被災状況の把握を行うとともに、地域機関内において災害情報掲示板が設置されるので、栄養・食生活支援に必要な情報を収集し、本庁へ報告します。

なお、地域機関管理栄養士が登庁できない場合も想定し、所属課内で対応できるよう前述のセルフチェック項目について、平常時より課内で確認しておく必要があります。

Q３　栄養指導班の設置の手順は？

●栄養指導班設置の目安

被災当日、本庁に被災状況の報告と併せて、栄養指導班の設置について相談します。

初動時に市町村栄養士と連携をとりながら地域の以下の点について確認します。

- □乳幼児用の粉ミルク・離乳食、高齢者用のかゆ食等の調達はしたか
- □腎臓病やアレルギー等で食事制限がある人への食料調達はしたか
- □避難所での食事の困り毎に関するちらしの作成・配布をしたか
- □給食施設（３食提供施設優先）の食事提供状況はどうか

上記の状況を確認し、市町村栄養士の活動体制などを考慮したうえで、派遣計画（人数、期間、活動内容など）を検討します。

●栄養指導班設置の手順

以下の事項について、具体的な派遣計画を立て、本庁に要請します。

〈人数〉

地域機関の管理栄養士の配置人数にもよりますが、以下の3人体制の配置となるよう要請します。

被災規模によってはすぐに人員確保が難しい場合もありますが、その場合でも2人体制となるよう要請します。うち1人は県とのコーディネーター役となります。

ア. 栄養指導班長1人（被災地域機関の管理栄養士）　イ. 地域活動担当者1人　ウ. 給食施設担当者1人

〈期間〉

活動の継続性等を考慮し、１回１人あたり３～７日を想定した計画とします。

〈活動内容〉

避難所巡回栄養相談、炊き出し栄養管理指導、給食施設支援など

Ｑ４　派遣栄養士を受け入れる場合、配慮すべき点は？

●栄養指導班員の活動内容を明確にし、迅速な支援活動ができるように受入の準備をします。
　□各避難所等の地図作成
　□栄養指導対象者リストの作成
　□栄養指導記録用紙、栄養指導媒体、支援物資等の準備

●派遣当日は、その日の活動に対してオリエンテーションし、具体的な活動を指示します。
　活動後はカンファレンス等を行い、その後、個々の記録整備を行います。

Ｑ５　災害時要援護者情報の収集方法とその対応は？

乳幼児、高齢者、食事制限が必要な慢性疾患患者等の災害時要援護者のうち、避難所の普通の食事では対応困難な場合、特殊な食料の調達支援やその使い方も含めた栄養指導等が必要になります。
日ごろ、市町村では「要援護者リスト」を整備し、そのための備蓄も進めています。また、避難所では担当保健師が健康相談票などで食事制限の必要な人の情報をもっています。

要援護者への支援は市町村が中心に行いますが、市町村で対応困難な場合、県地域機関と連携した対応が求められます。
例えば、中越沖地震の経験では、腎臓病や糖尿病患者用の特殊な食料については、初動で混乱している市町村本部での管理が難しいため、一時的に県地域機関で保管、管理する等の対応を行いました。
要援護者にできるだけスムーズに支援が届く体制を関係者がその都度検討、行動することが重要です。

Ｑ６　物的、人的要請があった場合の対応は？

いずれも市町村本部をとおして県本部に要請することが基本的なルートです。
それらの要請の必要性を確認したうえで、「何を、どれだけ、いつまでに、どこに届けるか（人的要請の場合は派遣するか）」を明記し、本部に確実に伝えることが重要です。
しかし、初動時の市町村本部は混乱しており、すぐに対応ができない場合もあります。そうした場合、市町村本部の了解を得たうえで、県地域機関が本庁（健康対策課）を通じて県本部に要請するルートもあります。
いずれにしても要請内容を確認し、確実な支援につなげるための対応が必要です。

(3)〈本庁〉災害活動Q&A

Q１　本庁の管理栄養士の配置体制は？

本庁の管理栄養士の体制としては、原則2人体制とし、常駐1人、補佐役1人（場合によっては現場に出向くことも必要）とします。

被災地域の支援計画の全体調整、栄養指導班の派遣調整、県本部等からの要請への対応等、その活動は多岐にわたるので、少なくとも2人体制の確保が必須です。

なお、本庁管理栄養士が出勤できない場合も想定し、一時的には係内で対応できるよう前述のセルフチェック項目について平常時より係内で確認しておく必要があります。

Q２　県内の被災状況をどう把握するの？

県地域機関では震度4以上の場合、被災状況を把握することになっています。

本庁の指示がなくても地域機関から報告があがるよう、平時から周知しておく必要がありますが、県内状況を迅速に把握するためには、地域機関あてメールやFAX等（使用可の場合）で報告を求めることも大切です。

Q３　食料の支援要請があった場合は？

被災地域で食料が不足する場合、市町村災害対策本部食料班が県災害対策本部食料班に要請し、県本部で食料調達後、市町村に支給する仕組みになっています。

しかし、要援護者の特殊食品等は被災直後（フェイズ0～1）には、市町村本部で迅速な対応が難しいケースもあるので、その際は市町村本部に確認のうえ、直接、本庁（健康対策課）に要請し、本庁（健康対策課）が県本部食料班または保健医療班に支援要請をする等の調整を行います。

本部に食料要請をする際には、内容・量・配送場所・時間を明記して依頼する必要があります。なお、配送場所については、市町村本部が混乱している場合、県地域機関に一時的に保管、管理する等の対応も必要です。

※特殊食品の場合、商品名などの具体的な要請が求められます。県内業者リストやカタログがあると早い対応が可能です。

Q４　人的支援要請があった場合は？

被災市町村数、避難所数等により支援規模は異なります。

まず、被災地域機関において栄養指導班を設置し、それを受けて県地域機関及び県栄養士会に派遣要請をします。震災直後から１週間程度は県地域機関の栄養指導員を主体とした派遣体制を組むとともに、県栄養士会の派遣については、調整に要する期間も考慮のうえ、２週目から会員の派遣が得られるような体制とします。

人的支援が求められるのは、避難所開設から仮設住宅入居前の１ヶ月間が主になるので、被災状況を把握し、地域機関毎の支援計画に偏りがないよう県内の支援計画を立てる等の調整が必要です。

なお、被害が大きく県内での派遣対応が難しい場合、近隣県や災害協定県に管理栄養士の派遣要請をし、さらに被災状況によっては、厚生労働省と協議し、他の都道府県に派遣要請をすることになります。